

**改正**

平成22年9月30日条例第23号

平成23年9月29日条例第40号

深谷市放置自転車・自動車の発生防止及び処理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市長等の責務及び委員会の設置（第3条—第9条）

第3章 放置自転車の発生防止及び処理（第10条—第14条）

第4章 放置自動車の発生防止及び処理（第15条—第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、放置自転車・自動車の発生防止及び処理を行うことにより、公共の場所の機能の保全と市民の良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公共の場所 自転車にあつては、道路、公園、河川、駅前広場その他公共の用に供する場所で、自転車駐車場（一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。）以外の場所をいい、自動車にあつては、道路、公園、河川その他国又は地方公共団体が設置し、又は管理する場所をいう。
- （2） 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （3） 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- （4） 放置 自転車にあつては、自転車の利用者が当該自転車を離れて直ちに移動させることができない状態にあることをいい、自動車にあつては、公共の場所に正当な理由なく相当の期間にわたり置かれていることをいう。

- (5) 事業者等 自転車及び自動車の製造、輸入、販売又は修理を業として行っている者及びそれらの者の団体並びにその他の事業者をいう。
- (6) 所有者等 自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有する者若しくは最後に有した者又は自動車を放置した者若しくは放置させた者をいう。
- (7) 廃物 自転車又は自動車としての機能を失った状態にあるものをいい、自転車又は自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。
- (8) 処理 廃物を撤去又は解体することをいう。
- (9) 市民等 本市に住所を有する者及び市内において自転車若しくは自動車を所有し、又は使用する者

## 第2章 市長等の責務及び委員会の設置

(市長の責務)

**第3条** 市長は、放置自転車及び自動車の発生防止に関する啓発その他必要な施策を推進する責務を有する。

(市民等の責務)

**第4条** 市民等は、市長が推進する放置自転車及び自動車の発生防止に協力する責務を有する。

(事業者等の責務)

**第5条** 事業者等は、市長が推進する放置自転車及び自動車の発生防止及び処理に協力する責務を有する。

2 事業者等は、放置自転車及び自動車の発生防止のため、回収その他適切な措置を講ずるよう努める責務を有する。

(関係機関との協議)

**第6条** 市長は、放置自転車及び自動車の発生防止及び処理に関する施策を実施するため国、他の地方公共団体及び鉄道事業者等の関係機関（以下「関係機関」という。）と協議するとともに協力を要請することができる。

(委員会の設置)

**第7条** 第11条に定める自転車放置整理区域の設定及び変更に関することを協議し、放置自動車の廃物判定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査、審査及び判定をするため、深谷市放置自転車・自動車対策等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

**第8条** 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたもの  
(委員の任期)

**第9条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### **第3章** 放置自転車の発生防止及び処理

(自転車の販売を業とするものの責務)

**第10条** 自転車の販売を業とする者は、その販売の際、防犯登録の勧奨に努め、市長の実施する放置自転車の発生防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(放置整理区域の指定)

**第11条** 市長は、自転車が放置され、又は放置されるおそれがある公共の場所について、市民の良好な生活環境を保持するため必要があると認めたときは、当該公共の場所を含む地域を自転車放置整理区域（以下「放置整理区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、放置整理区域を指定するときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、放置整理区域を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、放置整理区域である旨の標識を設置するものとする。

(放置整理区域の変更)

**第12条** 市長は、放置整理区域及びその周辺の状況の変化に応じ、放置整理区域を変更することができる。

- 2 前項の規定による放置整理区域の変更については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。  
(放置に対する措置)

**第13条** 市長は、放置整理区域内の公共の場所に自転車が放置されているときは、必要な限度において当該自転車を撤去することができる。

- 2 市長は、放置整理区域外の公共の場所に自転車が放置されているときは、前項に準じ必要な措

置を講ずることができる。

- 3 市長は、第2条第1号に規定する自転車駐車場内であっても、14日以上放置されている場合は、当該自転車を第1項に準じて撤去することができる。
- 4 市長は、前3項の規定により自転車を撤去する際、当該自転車がガードレールその他の工作物にチェーン、ワイヤー錠等（以下「チェーン等」という。）によりつながれている場合において、当該自転車を撤去することが困難であると認めるときは、当該チェーン等を切断し、当該自転車を撤去することができる。
- 5 市長は、前項の規定により切断されたチェーン等の補償の責めを負わない。
- 6 市長は、第1項から第3項までの規定により自転車を撤去したときは、当該自転車を保管するものとする。ただし、廃物については、この限りでない。

（保管した自転車の措置）

**第14条** 市長は、前条第6項の規定により自転車を保管したときは、その旨を告示しなければならない。この場合において、市長は、利用者等の確認に努め、利用者等が確認できた自転車については、当該利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとする。

- 2 市長は、前項の告示の日から3箇月を経過してもなお、当該自転車を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車を売却し、その売却の代金を保管することができる。
- 3 前項に規定する場合において、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車につき廃棄等の処分をすることができる。

#### 第4章 放置自動車の発生防止及び処理

（放置の禁止）

**第15条** 何人も、自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらを放置しようとし、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

（通報）

**第16条** 放置されている自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

- 2 市長は、前項の通報を受けた場合は現場を確認し、必要があると認めたときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

（調査等）

**第17条** 市長は、前条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、職員に当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、放置自動車を速やかに移動すべき旨を告知する警告書を当該自動車に貼り付けさせることができる。

2 前項の調査は、犯罪捜査のために行うものと解釈してはならない。

(所有者等への勧告)

**第18条** 市長は、調査の結果、当該自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該自動車を撤去するよう勧告することができる。

(措置命令)

**第19条** 市長は、前条の勧告を受けた者が、当該自動車を撤去しないときは、当該所有者等に対し、当該自動車を撤去するよう命令することができる。

(撤去の代行)

**第20条** 市長は、所有者等が、第17条の規定による警告書の貼り付けから14日を経過しても当該自動車を撤去しないとき、又は当該自動車を放置することにより危険が生じると判断できるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定を適用してこれを代行することができる。

2 前項以外で市長が特別に認めるときは、前項に準じ必要な措置を講ずることができる。

(廃物認定)

**第21条** 市長は、自動車規則で定める自動車廃物認定基準に該当すると認めるときは、当該自動車を廃物として認定することができる。

2 市長は、自動車が前項の自動車廃物認定基準に該当するか否かの判断が困難であるときは、委員会の判定を経て、当該自動車を廃物として認定することができる。

3 市長は、前2項の規定による認定を行おうとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(処理)

**第22条** 市長は、前条の規定により廃物として認定したときは、当該自動車を処理することができる。

(費用の徴収)

**第23条** 市長は、廃物の処理を行った後にその所有者等が判明したときは、その者に対し、その処理に要した費用を請求することができる。

(国等に対する要請)

**第24条** 市長は、国及び他の地方公共団体に対し、当該団体が設置し、又は管理している公共の場所の放置自動車の適正な処理について、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

## **第5章 雑則**

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

### **附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市放置自転車・自動車の発生防止及び処理に関する条例（平成5年深谷市条例第31号）又は花園町自転車の駐車秩序に関する条例（昭和58年花園町条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成22年9月30日条例第23号抄）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(4)まで 略

(5) 第3条及び第5条の規定 平成23年4月1日

**附 則**（平成23年9月29日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。